

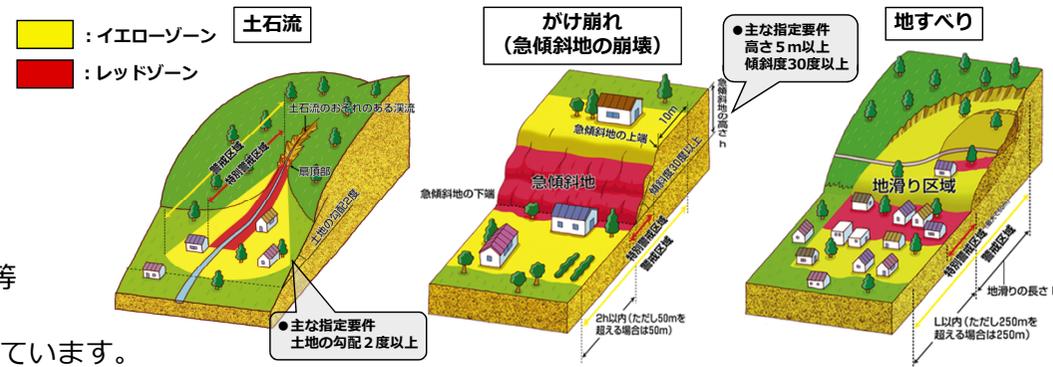
# 土砂災害警戒区域等の指定に向けた 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表について

令和7年1月30日  
県土整備部

資料2 参考  
頁1

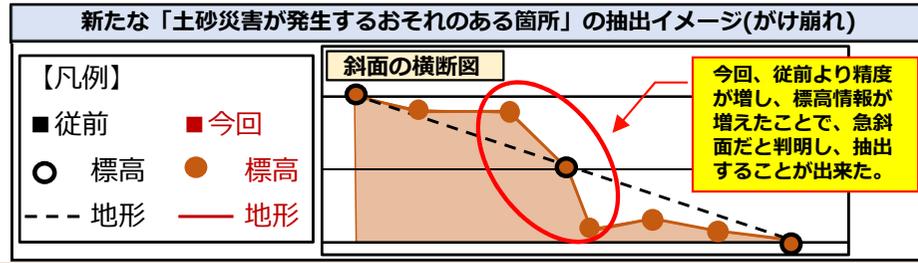
## 1 「土砂災害警戒区域等」とは

- 土砂災害警戒区域等とは、土砂災害防止法に基づき、各都道府県が指定する次の2種類の区域のことを指します。
- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）**  
土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、市町村による警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成等が義務付けられます。
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**  
土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、都道府県による特定開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。
- 山形県では、**これまで5,217箇所を土砂災害警戒区域に指定(令和6年11月末現在)**しています。



## 2 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を抽出した背景

- 近年、令和元年東日本台風などで全国的に土砂災害警戒区域外での土砂災害の発生が報告されたことから、国は令和2年8月に、「土砂災害防止対策基本指針」を変更し、より高精度な地形情報等を用いて「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出に努める旨を追加しました。
- 山形県では、この国の指針に基づき、令和3年度から調査を始め、これまで**新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」約7,000箇所**を抽出しました。
- ※山形県でも、令和6年7月豪雨で発生した土砂災害48箇所のうち、4箇所が区域外



## 3 公表の目的

今後、抽出箇所の基礎調査を実施し、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進めていきますが、法規制前に概ねの範囲を県民の皆様にお知らせすることで、**該当箇所の近隣住民の方々等に土砂災害への「日頃の備え」**をしていただくことと、**新たな「開発行為の抑制」**を目的としております。

## 4 公表の内容（県ホームページ「山形県土砂災害警戒システム」）

### ① 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を公表（令和7年1月末）

公表イメージ

土砂災害警戒システム

表示項目の指定

- ☑ 土砂災害警戒区域等
- ☑ 土石流
- ☑ 急傾斜地の崩壊
- ☑ 地すべり
- ☑ **新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」**

基礎調査  
↓  
区域指定

### ② 土砂災害警戒区域等を公表（区域指定後 随時）

公表イメージ

土砂災害警戒システム

表示項目の指定

- ☑ 土砂災害警戒区域等
- ☑ 土石流
- ☑ 急傾斜地の崩壊
- ☑ 地すべり
- ☑ **新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」**

区域指定済

土地の勾配2度未満により面積減

傾斜度30度未満により面積減

レッドゾーンの設定

『山形県土砂災害警戒システム』

1月末以降に新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」が表示されます。